

2012年10月9日

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

新商品「家計保障定期保険 就業不能保障プラン」発売のお知らせ

～病気による就業不能や要介護となった場合の生活費を支援する新商品を発売します～

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(社長 北沢 利文)は、「家計保障定期保険 就業不能保障プラン(家計保障定期保険 重度5疾病・重度介護保険料払込免除特則、重度5疾病・重度介護家計保障特約付加)」を2012年10月15日に発売します。

1. 開発の背景

- (1) お客様のニーズが死亡保障から生存保障へシフトしつつあるなか、家計(収入)保障保険分野においても、病気が原因で従来のように働けなくなった場合や交通事故等により介護が必要となった場合の収入減をカバーする生存保障への期待が高まっています。
- (2) 新商品「就業不能保障プラン」は、こうしたニーズに応えるため、従来の「死亡・高度障害保障」に加えて、5つの疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)により就業不能状態となった場合や所定の要介護状態に該当した場合でも、毎月一定の金額をお支払します。
また、給付金をお支払する場合、以降の保険料の払込も不要とすることで、お客様の負担を極力、軽減するようにしました。
- (3) 死亡時に加えて就業不能になった場合でも、保険期間を通じて家計を保障する保険は業界初となります。(2012年9月当社調べ)

2. 家計保障定期保険「就業不能保障プラン」の特長

- (1) 死亡・高度障害保障に加え以下の場合でも、給付金を毎月お支払します。

特約	保障内容
重度5疾病・重度介護 家計保障特約	被保険者が一旦、以下のいずれかの事由に該当した場合、重度5疾病・重度介護給付金を保険期間中、毎月お支払します。 ・5疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全)により所定の就業不能状態が60日を超えて継続したと医師により診断された場合 ・ベッド周辺の歩行・衣服の着脱・入浴が自分ではできない等約款所定の要介護状態に該当し、要介護状態が180日を超えて継続したと医師により診断された場合

※給付金の支払期間中に主契約の支払事由(死亡・高度障害状態)に該当した場合、主契約の保険金をお支払します。(この場合、主契約の支払事由発生時に特約は消滅し、特約の給付金はお支払しません。)

※給付金をお支払する期間(給付金支払期間)を2年、5年にして、保険料負担を軽減するタイプもあります。

(2)給付金をお支払する場合、以降の保険料のお払込は不要です。

本プランでは重度5疾病・重度介護保険料払込免除特則(新特則)も同時に付加されるため、給付金の支払事由に該当した場合、以降の保険料(主契約+特約)のお払込が不要となります。

3. ご契約タイプ

ご契約は、以下の4タイプからご選択いただけます。

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
給付金支払期間	2年	5年	保険期間 満了日まで	保険期間 満了日まで
最低支払保証期間	2年	5年	2年	5年

※主契約の保険金の支払期間は保険期間(家計保障期間)満了日までとなります。

※最低支払保証期間とは、保険期間満了日間に支払事由に該当した場合でも保険金・給付金をお支払する期間です。主契約と特約の最低支払保証期間(「2年」または「5年」)は同じです。

4. ご契約年齢

15歳以上55歳以下となります。

5. 保険料(例)

契約年齢30歳(男性)、保険期間60歳・保険料払込期間60歳、月払(口振扱)

[主契約]基準給付金月額10万円、[特約]給付金月額5万円の場合

Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
3,600円 (370円)	4,765円 (845円)	4,850円 (1,620円)	5,675円 (1,755円)

※主契約と特約を合算した保険料。(括弧内は特約保険料)

[主契約]基準給付金月額10万円、[特約]給付金月額10万円の場合

Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
3,970円 (740円)	5,610円 (1,690円)	6,470円 (3,240円)	7,430円 (3,510円)

※主契約と特約を合算した保険料。(括弧内は特約保険料)